

平成20年5月27日

【部会長】 皆さん、こんにちは。それでは、生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第1回）を開催させていただきます。

この部会が所管している事項をご検討いただくわけですが、それがきょうは4点あります。1つは「参画と協働の原則について」、「まちづくり参画の権利について」、「まちづくりに関する市民の責務について」、「まちづくりに関する自治体の責務について」でございます。お手元に資料がございます。この4点について、大変大事なところではあります。重点的にきょうご検討をいただきたいと思っております。

それでは、審議していただく前に、ついております書類、資料とあわせて軽くおさらいといいますか勉強しながら検討に入りたいと思っておりますので、事務局さんのほうからご説明をお願いします。

1. 参画と協働の原則について（事務局・検討資料読み上げ）

【部会長】 4つありますけれども、これの時間配分とすると、肉体的にもおおむね2時間で終わらないかと思えますね。だから、1項目大体30分以内で次に移っていくということよろしいですか。それでは残りの時間、皆さんのご意見を賜りたいと思えますが、任意で結構です。手を挙げてご発言いただけますか。はい、どうぞ。

【金谷委員】 ここのところにもニセコ町の参画と協働の原則第5条「町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する」と、これが非常にわかりやすく、協働というのを我々はもう1つぴしっとつかむことができなかつたんですけども、ここにきちっと書かれていますので、ここが大事なポイントになるのかなと思っておりますけども、生駒市の案にはそれがここまで具体的に出されていないので、その点、私個人的な意見としてはこういう文言に入れてもらえへんかなと思っております。

【部会長】 ほかありませんか。

この第5条以前の第4条まで多分総則があったと思うんだけど、ここで協働は定義していますよね。その協働の定義からいうと、この生駒市の案の場合はどう読みかえられます

かね、今のご質問に答える形で。分からない？どうぞ。

【金谷委員】 この前も少し読まさせていただきました前回のところで「協働とは何か」というようなことで例示されていまして、私は今おっしゃるとおり長いだけがいいわけじゃないので、短い文、簡単にされているということについては私も同意見なんです、しかし、この基本構想といたしましては、生駒のこのところでは、私は十分に分かりやすく、そしてすぐにすっと入り込めるような文章になっているなと思って読まさせていただきました。

【部会長】 金谷さんのご意見は、例えばこの「市民は、市政に参画する機会」に当たるのが、「町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において」ということになるんやけど、ここまで詳しく書いたほうがええん違うかと、こういう意味になるんですね。それは非常に長なり過ぎるん違うかというご意見もありますね。そうすると協働という言葉の定義をもう1度正確にここで押さえておくとイメージが統一できるんじゃないかという意味で、協働の定義はなかったっけ？

【事務局】 広報広聴部会の定義の中で、「市民」、「市」、「参画」、「協働」という4つの言葉を定義しようというところで、この間の広報広聴部会におきまして提案させていただきました協働ということで、「市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう」と、条例案はそういう形で、解説の中で「協働とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます」というような解説案にさせていただいたところでございます。

【部会長】 はい、分かりました。ちょっと私は論点整理を間違えました。正確にいきます。この条例解説案のところに書いてある「この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに」のところは、後段の「協働」というのとちょっと2段併記になっていますから論点は別ですね。今、金谷さんがおっしゃっていたのは、「市民が市政に参画する機会を保障する」のところをもっと詳しく「企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加を保障する」というふうにきちんと書けやと、こういう論理ですけども、このお話は参画のほうですね。今、私は協働の定義を求めましたけど、むしろ参画のほうでしたね。だから、「市民及び市は第〇条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する」の中に、「団体自治としての行政運営への参画」と「市民自治としての地域社会、市民社会経営に関しての行政の参画」と2通りあって、その協

力の上にまちづくり全般がうまくいくと、それが協働だと、こういう構造ですよ。だから、そこをもっと詳しく書くべきか、このさらっとした形でいいのか、あるいは解説でそのところを詳しく書くほうがいいのか。

【事務局】 今現在でも参画の定義の中で「市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう」という定義もございますので、ほぼ同じような内容かなと思いますけど。

【部会長】 ということはクリアできるということですね。だから、くどくどしくまた再掲する、再び掲げる必要があるかどうかという判断になります。

【津田委員】 この資料の4番目のまちづくりに関する自治体の責務のもう1つ次のページに、条例案解説、例示の中の一番下の行に、「行政運営のマネジメントサイクルについて、それぞれの段階的における市民参画について定めています」と書いてありますね。このマネジメントサイクルと書いているのがちょっと分かりにくいんですけど、4番に飛んで、もとに戻りますけど、金谷さんがおっしゃっている話はすごくよく分かって、このマネジメントサイクルという言い方を企画立案、運営、評価のようにわかりやすい表現がよいのではと思います。

【事務局】 それにつきましては、その上に書いていますように、条例案の例示の中で第2項で「企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において」ということで具体的に書かせていただいておりますので、その解説なので「行政運営のマネジメントサイクルについて」ということで解説の中では掲げさせていただきました。相対的に見ていただいたらいいと思います。

【部会長】 そうですね。最終ページの条例、本条の2というところで、「市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない」が書いてあるから、これはニセコ町の第5条そのものが簡単過ぎて、これで全部受けている形やから、かえって分かりにくかったのかも知れません。

【金谷委員】 私は、個人的にはこの内容のものを生駒市としての考え方の中に持つてこずに、先に持ってきたほうが分かりやすいかなと思うんですけどね。私もずっとここに住んでいまして、今の言われました一番最後のところの生駒市としての考え方、条例案の例示の中の2番のところに「市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において」ということが初めてここに出てきたので、何で後のほうにこれを出されたのかなというのが、これはやっぱり私は市民と行政が両方きちっと理解していかなあかん一番大事なところ

ろかなと思っていますねんけども。

【部会長】 いや、そうやないと思うんですよ、金谷さん、ちょっと言葉を返すけど。原則を前に置いて、それで市民の責務、行政の責務と来るのは当然違います？ 順番からいうたら。先に行政の責務をぼんと持ってきて、その次に市民を持ってきて、最後に原則をうたいます？

【金谷委員】 いやいや、要するに文章の「企画立案、実施及び評価」というのを、これを最初に持ってきてほしかったと。

【部会長】 うん、これは「企画立案、実施及び評価」は行政の責任でしょう？

【金谷委員】 だから、行政の責任でも市民からしたら理解しやすいんですよね、あそこの文章を読んでいる場合に。

【部会長】 順番は1条1条、ただ2条のずれだけやから、一覧性からぱっと見れますよ。これはページを繰らんと見えへんなっているだけで、条文を並べた場合、1条、2条、3条とこのぐらいの範囲ですから、それはそんなに僕は目が飛ぶような話ではないん違うかなと思いますけどね。

【金谷委員】 いや、ちょっとこれを読んでまして、後のほうにそれが来るのが、委員長としては後ろに入れるんやったら前にしてもらったほうが市民サイドとしては分かりやすいかなと。

【部会長】 そんな大した問題にはならんの違う？ そない言い返しても、と思いますけどね。はい、ほかご意見ございますか。

ただ、あえて異論を挟みましたけど、僕があんまり言うたらいかんのですけど、やっぱり原則・原理・方針というのがあって、それでそれぞれの立場にそれを受けた場合こうなりますというのが普通だと僕は思いますね。ニセコ町の場合は参加原則なんですね。協働と参画じゃないんですね。参画と協働やったらもう1つ入れないかんねんけど、ニセコの場合は参加ですから、行政への参加にしかならないわけですよ。そこがいきなり行政のほうに町民が参加することを保障するというのが出てきているだけじゃないんですかね。だから、これはオールドモデルやから、今の時代からいうとちょっと古いんです。

ほかご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

では、一通り行ってみましょう。第2に行ってみましょう。

2. まちづくり参画の権利について（事務局・検討資料読み上げ）

【部会長】 これにつきまして、ご意見下さいませ。どうぞ自由に。はい、どうぞ。

【福田委員】 これまでのほかの市の関係から言うと、20歳未満、未成年の条項を入れるかどうかということがあると思うんです。ただ、それは市民としての年齢についてとかいうややこしい問題があって、あえて年齢を入れてないんですね。

【事務局】 基本的に市民という定義の中で年齢のことがありましたし、国籍等の問題もあると思うんですが、「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう」ということと、解説の中で「地方自治法上の住民」、第10条に規定されております「市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含む」という解釈を持ってきておりますので、基本的にはすべての市民はまちづくりに参画する権利があるということで年齢要件も満たしているという解釈と、あわせて外国人等の市民に対しての責務の内容ということをここに含んでいるという解釈をしております。

【福田委員】 一般的に確かにおっしゃるとおりなんですけど、私たち一般の者は、市民と聞きますとかなり制約されてきて、そこにいる青少年、子供ということはぴんとこない。市民となりますと、やはり日ごろから使われています新聞等、それから行政のポスター等を見ましても、かなり年齢の上のほうの方たちを指すような印象を受けますね。この辺は、ここに篠山市さんところのほうで「満20歳の」と、これはどうなるか分かりませんが、これに応じたような注釈をもうちょっと、ここに書いてあるからというんじゃないに、何かそういう工夫というのは私は結構必要じゃないかと思います。

【部会長】 今の議論を分かっていますか、皆さん。市民の定義の中に当然未成年者は入っているんだという説明ですね。だから、再掲する必要はないと思ったんだけどということですが、福田さんはニセコ町や篠山町のようにやはり再掲をして特出ししておくことのほうが、市民概念が一般的に成人有権者、日本国籍という概念に閉じ込められがちなので、あえてここでは再掲すべきじゃないかと、こういう意見ですよ。

【福田委員】 そして、篠山市さんのこの精神は、20歳未満の青少年及び子供というところにかかなりのインパクトを置いて、やはりあなたたちにかけているんだぞというふうにも私は感じたもんですから。

【部会長】 いや、かかっています。ニセコ町にしたって、町民の範囲の中に子供は当然入っておるわけですよ。だけど、あえてそれを再掲していることは事実で、篠山の場

合も同じです。だから、特出ししているわけです。やはり特出しですよ。だから、これは条文解釈上含まれている含まれていないということは、もうご説明のとおりで了解ですが、特出しして入れるかどうかの判断ではないでしょうか。生駒市として子供、青少年にすごい期待するよという、そういうことをここで打ち出すかどうかの判断でしょうね。

ご懸念の、他の部会に入っておられると思うんですけど、在住外国人関係の立場を代表される団体からのご要望等もありますけど、これは国籍関係なく市民扱いをすることははっきりしていますよね。だから、国籍、民族、年齢、性別、障害のあるなし、それから社会的身分、経済的環境、全部関係ないですよと、全部入りますよですよ。ただ、生駒とすれば、もうそれを全部含んだ上でもう1遍子供と青少年には期待するということを入れるかどうかやね。

そのほかご意見ございますか。この判断は後ほど。はい、金谷さん。

【金谷委員】 「まちづくり参画における市民の責務」というところで、2のところなんですけど、「市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮しなければならない」となっていますけれども、これが名張市のほうの2番のところに、やっぱり「公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全」という、これが入っているんですけども、これを入れるとこの文章は長くなるんですかね。

【部会長】 もう3に飛んでいるんですか。もう3に飛んでまん。今、2。

【金谷委員】 ああ、すいません。

【部会長】 それは次の3。その意見は残しておきます。

【金谷委員】 はい。もう済んだかと。

【部会長】 ほんなら、先に2を片づけましょうか。原文についてはおおむねご了解いただけたと思いますので、青少年、子供への特出しについて、入れるということで賛成の方、手を挙げていただきましょうか。あえて入れんでもという方。ということは、この場合、少数意見が1つありますのでご意見を賜りたいと思います。数がひっくり返るかもしれませんから。じゃ、どうぞ。

【安田委員】 直感的にぱっと見て、あえて入れなくても思っただけなんですけど。

【部会長】 ああ、そうですか。むしろ条文構成上、合理的にすっきりさせたほうがきれいという考え方もありますもんね。それでは、採決するわけじゃないですけど、一応今現在の多数意見を採用することにします。だから、前川さん、特出しの条文を入れておいて。

【安藤委員】 生駒市としては、そういうことを望んでおられるんですよね。生駒市の特徴として出す場合に、生駒市が望んで姿という形で入れればいいなと思うんですけど、生駒市がそれを望んでないならば入れても仕方がないけども。

【部会長】 いや、それはないと思いますけども。だから、書きぶりとすれば、ニセコ町的な書き方も篠山市的な書き方も大して違いはありませんよね。これは生きてくるのは、実は住民投票のときに生きてくるんです。20歳未満の青少年及び子供の範囲を例えば高校3年卒業した者まで、大学生、18歳以上から認めるというのは、岸和田も初めから認めているんですけども、あそこでの議論は高校生を認めるかどうかというのがあったんです。高校生を含めて住民投票をすべきときもあるやろうと。子供たちが自分たちの町をどう選択するかというときに、その連中の発言を聞かないと話にならんというのがあって、岸和田の場合は18歳以上は初めから投票権があるんですけど。岸和田は18歳以上の人も、外国人だけど外国人登録している人ももともと投票権があるんです。それ以上に生駒的に個別投票条例の中で、例えば「子ども未来条例」みたいなやつをつくったとしますよね。ほんなら子供にも投票してもらって、それを決定するようなことも可能ですよね。そのときにこれが生きてくることは言えます。

そしたら、「ふさわしい」にするのか「応じて」にするかは、原案ですから事務局さんにお任せしますわ。これは命に別状ない差やから。だから、ニセコ型か篠山型かで一遍つけ加えてみてください。

それでは、金谷さん、お待たせしました。第3番目の議題に行きます。

3. まちづくりに関する市民の責務について (事務局・検討資料読み上げ)

【部会長】 いよいよ3番目の「市民の責務」というところです。金谷さんがさっきおっしゃったのは、環境とかいう文章でしたね。名張のやつを使うということですね。

【金谷委員】 そうですね。名張のやつの中の「地域の発展と環境の保全」というのがここでは抜けていますので、もしそれを入れたら文章が長くなるのかなとか、その辺を入れてもらえたら非常に分かりやすいかなと。

【部会長】 条例案例示の第2項ですね。「市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉……」、その次に入れたらええと。「公共の福祉、地域の発展と環境の保全、及び次世代並びに市の将来に配慮しなければならない」とかいうのをに入れてほしいというこ

とですね。長過ぎる？ 次世代、市の将来というのが地域の発展に収束するか。

【事務局】 平成19年度の第1回の地域コミュニティ部会で、この項目の議論の中で、今の第2項のところが事務局提案が抜けておりまして、そういう観点から多摩市の第6条第2項の規定を引用しましょうということで基本構想が決定されたという経過がございます。それに基づいての条例案という形にさせていただいたところでございます。

【部会長】 「環境配慮」とか「持続可能な発展」とかいう言葉は、どこかのこの条例に出てきてたっけ？ 「環境」はなくても「持続可能な発展」のところはできるよ「環境」は。この自治基本条例の基本理念がどこかにそれがなかったですかね。

【事務局】 サステイナブルシティとか環境への配慮というのは、キーワードとしては抜けているのかなと。

【部会長】 それの所管は何部会でした？ 広報部会でしたか、条文所管は。たしか他の部会やね。うちの部会でしたっけ？

【金谷委員】 去年あたりから地球環境に関することが、環境問題が大きくクローズアップされてきて、これからの社会では非常に重要なことなんでね。

【部会長】 もし、基本理念もしくは基本原則のところがないというのならば、その部会にアピールしといてもらえますか？ それを入れてくれへんいうて。実害はないと思うんですけど、実益はあっても。そしたら、こっちに「次世代及び市の将来に」というところを「次世代及び地域の発展と環境に配慮しなければならない」に置きかえても可能になるよね。つながってきますよね。だから、ここであえて言葉を置きかえるとするなら、「市の将来」ですよ。そのほうが美しいやん。「次世代及び地域の発展」と「持続可能な発展」とか「環境の……」、それはどう入れても構わないと思いますけどね。その文案でもめることはないと思いますわ、趣旨だけ入れておけば。今の金谷提案は時代の進歩を挿入しようということやと思います。難しい顔してまんな、前川さん。

【事務局】 文言を考えています。

【部会長】 そんなん後で考えたらええって、そんな細かいこと。要するに入れるということの方針を決めておいたらええわけで、今言うたことを。今言った提案とすれば入れようということですよ。だから、「次世代及び市の将来」のところを「次世代及び」とめて、「次世代及び地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない」に原案を変えていくと。ほんで、基本理念のところ「持続可能な発展」、もしくは「環境配慮」とか何かあれへんかったら入れてもらえないかということです。「環境」というのをもし入れられなくて

も、「持続可能な発展」と入れたら全部「環境」も含めることができるから、それでいけるよという提案ですね。これは他の部会でもすり合わせしますので、こっちの思いどおりにならんこともありますけど。

ほかにご意見ございますか。どうぞ。

【福田委員】 この基本構想の中で、「市民」からずっとありまして、「参画する権利の行使に当たり」というところまではあれなんですけど、この「公共の福祉、次世代と将来に配慮すべき」という、この「配慮」というやつね。確かに言葉じり、ここへ来てから急に行政がよく使われる文章になっているなど。ここまでは分かりやすく、ずっとだれにも分かるような言葉なんですけど、ここへ来てから「次世代及び市の将来に配慮すべき」と。これは簡単に気配りせえというのか、いろんな意味にとれるなど。もう少しきつくなってもいいし弱くなってもいいですから、この「配慮」というのは漠然とし過ぎないかなと私は懸念を持つんですが。

【金谷委員】 私も同じように、もう少しさらりと書けないかなという気持ちは持っていますわ。

【津田委員】 今言われた部分というのは一番重要なところやと思うんですね。言葉の上の分かりにくさというのはあるかも知れないんですけど、地域自治に戻って地域分化していったときに、全体の公共とか社会的とかいう部分をどういうふうに認識していくのか、あるいは現在だけじゃなくて将来をどうやって認識していくのかというのは非常に重要な部分やと思うんですね。

【福田委員】 そこは私も思っているんです。

【津田委員】 そうですね。

【福田委員】 それはいいんです。この「配慮」というやつにちょっと……。

【津田委員】 ああ、「配慮」がね。

【福田委員】 「配慮」というところで、「遺憾に存じます」というような言葉がよくこれに使われるんです。この「遺憾」というような言葉はまことにいかんかと思っています。言葉は昔から簡単にいろんな意味にとれという意味で言われているように思って、「いや、まことに申しわけない」とか言ったらいいのに、「遺憾に存じます」というのはどちらにもとれるような、そういう意味から、「配慮」というやつは気配りせえよというような意味なんでしょうか、それとも、もっと気を遣えよという意味なのか、もう少し、これは私だけかも分かりませんが、この「配慮」というやつに簡単にぼんと決めつけてしまったなど。

【部会長】 ならば、どんな言葉がいいかですね。実は、これは法令用語なんですよ。配慮原則というのがあります。遵守原則と配慮原則とまた違いまして、遵守というのは守らなければならない、配慮原則というのは配慮しなければならない。配慮しても守れない場合も認めますよと。配慮したことを証明しなくちゃならない。結局守れませんでしたけど、こっだけ手を打ったし配慮もしましたといった場合、免責されるということがあるんですね、法律でも。

【福田委員】 そういうあれで解釈して。やっぱりどこかであれしとかんと。なるほどね。

【部会長】 だから、これはよく使う言葉です。特に国際条約なんかでは「配慮」というのはしょっちゅう使われています。国際条約で絶対守らなアカンというのはよっぽどのやつで、大体3分の2は配慮原則の条約ですわ。

【福田委員】 それやったらいいです。

【部会長】 ほか何かありますか。はい、どうぞ。

【三林委員】 解説案、例示のところで、「自治を育てる重要な要件となるため規定しています。」とあるんですけど、「自治を育てる」というのがよく分からないんですが。

【部会長】 自治の何を育てるかということですね。こういうことはよくありますね。「地域を育てる」、「文化を育てる」、何のこっちは分からないやないかいと。

【安藤委員】 自治自体の意味が漠然とし過ぎていて分かりにくいと思うんで、もうちょっと具体的な言葉を入れたほうが分かりやすいんじゃないかと思います。

【部会長】 「自治を担う人材を育てる」とかということなのかな。あるいは「自治を守ろうとする気風を育てる」。

【三林委員】 今の「自治を担う」がぴったりくるんですけど。

【部会長】 「自治を担う文化」かな。「自治を担う市民文化を育てる重要な要件」。確かに「自治を育てる」やったら、ちょっと飛んでいるね。間にそういう説明言葉を入れたらええん違います？ これは例示やから、そんなにかたい言葉と違うし、分かりやすくすればいいんですもんね。はい、ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。4番まで終わってから最後に必ず全員に発言してもらおうように私は考えていますのでご心配なく。それじゃ、4番に行きましょうか。4番までやってみて、全体をもう1遍見てみたら、また意見が出てくると思います。はい、4番をお願いします。

4. まちづくりに関する自治体の責務について（事務局・検討資料読み上げ）

【部会長】 では、この第4番目の項目「まちづくりに関する自治体の責務」に関して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【津田委員】 先ほどちょっと言いましたけど、条例の解説案のところに「マネジメントサイクル」と書いているんですけど、上に書いてあるんでという話なんでしょけど、基本構想よりも解説案のほうがより分かりやすくなったほうがいいと思うんですよね。したがって、同じように「企画立案、実施及び評価」というふうに入れたらどうでしょうか。「マネジメントサイクル」についての認識です。

【部会長】 「マネジメントサイクル」のほうが分かりにくいというか、本条文を見たら解説になつとるということですね。津田さんご指摘のとおり、変えたってええん違います？ こんなことは時々あるな。国の法律で時々解説を聞いても全然分からない。本条文のほうが易しいというときが時々ありますよ。

金谷さん、これで一番最初冒頭にご質問なされたことの疑問とかご意見について戻りましょうか。ここにこう書いてますけど、どうです？

【金谷委員】 だから、これは今の文章で後のほうにずっと出てきているんやけども、私としては、個人的にはこれが一番ポイントになる文章なので、できたら頭に持ってきてもらえたほうが……。

【部会長】 まだこだわる？ そういうご意見もあるということは会議録に残します。

それでは、全体を通じてお1人ずつ感想だけでも結構ですし、まだ修正の追加意見があるでも構いません。一あたりご意見賜りたいと思います。

それじゃ、きょうはそちらの三林さんのほうから行きましょうか、奥から。こう行きましょう。どうぞ。

【三林委員】 まだ4番がよくわからないところがあるんですが。

【部会長】 ああ、そうですか。

【三林委員】 「人づくり」と来ています。まちづくりは、ずっとまちづくりってこんなもんだよ、あんなもんだよという下りはあったと思うんですけど、「人づくり」、ここに今出てきたので、どうなんだろうというのと、あと条例案の例示の中に、「国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割

を重視し」と、「多様な主体」って、何か人じゃないみたいな感じにとれるんですが、その辺どうでしょうか。

【部会長】 団体も入ります。

【三林委員】 ああ、団体ね。

【部会長】 法人・市民も入りますから。「人づくり」という言葉は伊賀市のやつを使っただけでしょうね。伊賀市で使っていますから。たしか書いてありますよね、第14条で。これを使ったんだと思いますわ。人はつくるもん違う、生まれるもんやということですか？

【三林委員】 いや、何かちょっとひっかかったんです。いきなり「人づくり」が出てきたような気がして。「人づくりの推進」って、具体的に何が必要なんでしょうね。

【安藤委員】 人材育成じゃないですか。そういう自治をできるような人を育てることではないかと思います。

【部会長】 私が柄悪いことを言うたらいかんのですが、いつも講演でしゃべらせてもうてるみたいに、ただ住んでるだけという人では困るんやと、自覚した市民になってもらわなあかんねんという話がありますやんか。そういうのを生涯学習で「目覚めコース」とか「団塊の世代リターンマッチコース」とか、いろいろつくって仕立て直ししていますやんか。それも人づくりですよ。「人づくり」という言葉がまだ日本語として成熟していないことは事実やけど。

【三林委員】 そういう人材というのは育てないと勝手には育ちませんからね。

【部会長】 勝手には育ちません。

はい、ご意見がありました。それじゃ、安田さん、どうぞ。

【安田委員】 今おっしゃった、ただ住んでいるだけじゃだめなんだということなんですけど、私たちの団体から言わせていただければ、障害者、子供を抱えている親たちが日々の生活に精いっぱい、もう市民構想まで頭がいかないというのが現実やと思うんですけども、ただ、こういうのを出す場合に、一番すっと入ってくる文言があれば、意識の中にもそれが残っていくのかなと思うので、なるべくそういうだれにでも分かりやすい言葉で伝えていくのか一番かなと。

【部会長】 はい、ありがとうございます。分かりやすさというのは最大限追求したいと思っているんですが、条例というのはあまり易しくしてしまいますと多様な解釈を許すという幅を与えてしまう危険性もあり、できるだけ多様な解釈を許さない言葉で行政も縛っていかないかんという面がありますので、その辺の調和をどの辺にとるかという決断で

すよね。一般的によく使われている意義が確定している言葉を使っていったほうが、お互いの誤解が生じないという意味で、そういう確定した言葉を使うように努力をするんですけど、そういう意味では「人づくり」なんていうのは新しく出てきた言葉ですよ。条例を「です・ます」調にしますかという話もあるんですけどね。「です・ます」条例にしますか？

提案します？ これは事務局はどういう見解を持っていますか。「です・ます」、「である」体、どちらでいこうというのは結論が出ていましたっけね？

【事務局】 出ていません。

【部会長】 まだ出していませんね。皆さん、簡単に「です・ます」調に切りかえたらええやんと思っはるかも知れないけど、実際に「です・ます」調に変えたら文章が成り立たんところも幾つかあるんですよ。成り立たなくなってしまうところもあるんですね。それはもう1遍チェックをかけないけません。これはまた後ほど皆さん考えておいていただけますか。文章は「です・ます」調やねんけど、本文がめちゃくちゃかたいやつがあるんですよ。そういうのは何かものすごい羊頭狗肉の気がするでしょう？ 今、安田さんがおっしゃったことは全体を通しての精神として心得ていきましょう。

それでは、上埜委員さん、どうぞ。

【上埜委員】 全体的に言うことはないと思うんですけども、基本構想の考え方について、「自らの発言と行動に責任を持つ」と書いているところなんですけど、どちらかいうたら責任を先に、「行動に責任を持って自ら発言して」となる。だから、発言する人は多分ようけいてると思うんですけども、「自らの責任」、「行動」というのは、それより大分落ちるん違うかいなと思うんで、なかなかその辺のところはまた確認をするけど「行動」は忘れてしまうと思ったから、その辺ちょっと疑念を持っているところでございます。

【部会長】 はい、ありがとうございます。では、乾さん、どうぞ。

【乾委員】 毎回出てくることなんですけど、できるだけ文章の分かりやすい、表現でもできるだけ分かりやすい表現にさせていただくのが一番いいのかなと。そうでないと、これは地域に持って入ったときに、1つの文句で説明するだけでもなかなか。

【部会長】 そうですね。安田さんと同じようなご意見で、各委員さんが地域に帰って、「これ、条例どない？ あんたがかかわってつくったんでしょう？ 説明してよね」と言われたときに、うーんとうならなあかんのは困るということです。できるだけ技術用語とかテクニカルタームと一般にいう抽象用語は、本則のほうの定義のところでも分かりやすく全部整理しちゃうというふうにお願いしたいと思います。「参画」とか「協働」なんて

全部そうですよね。

じゃ、日高さん。

【日高委員】 以前よりは生駒市の基本構想を書かれるときに、1、2、3、4と全部数字でですけども、条例案、例示というふうな形、または条例の解説案、例示という形で書いていただいて、最初のときはどれが例示でどれが条例なのか分からなかったりしたことがあったんですが、すごく分かりやすく書いていただいたなというふうに思っています。ただ、今、何度かおっしゃいましたが、解説の解説を条例で見たらわかるとか、解説よりも条例のほうが分かりやすく書いているとかいうのが幾つかあったりして、以前にもマネジメントサイクルとか、そういうカタカナ用語で、一般に「これ何か分かる？」と言われて「分かります」という人が多くない。今、乾さんもおっしゃったのですが、そういうことを避けてほしいなという意見もあったというふうに思いますので、解説してくれてはるだけやから、それさえ分かれば本条例も見れば分かるというところがあったんですが、そういうのをひっくり返したような形で、私たちは見ることはできるんですが、説明するときちょっと難しいかなというふうな思いを持ちました。先ほどから例えば「配慮」にしても、法令の用語であったりとか、私たちは「人づくり」とか、言葉1つ1つに対して人それぞれにふだん使っている言葉と、いや、使っていないというのと対になっている言葉と聞きなれた言葉と、そういうのは皆ばらばらなので、そういう言葉1つ1つに対しての啓発であるとか皆さんに理解をしていただくような方法であるとかいうのを私たちが各団体から出させてもらっている以上は、そういうところに取り組んでいかなければならないというふうに、今、改めて思わせていただきました。

【部会長】 途中ですが、今まででもうお三方から解説の重要性ということが指摘された部分で、解説の部分はできるだけ今よりももう少しやわらかく分かりやすくする努力を加えていただけるかというご要望です。

金谷さん、どうぞ。

【金谷委員】 皆さん、おっしゃるとおり、市民の方が、条例ができて、読んでちょっと興味を持てるような文章の書き方、これは私は一番大事かなと。せっかくこうしてつくり上げたものが、読んでいて皆さんもちょっと分からんなというところで途中でやめてしまうとか、そういうことに極力ならんような文章づくり、その辺配慮を。先ほどの話と一緒にですよね。

【部会長】 はい、ありがとうございます。どうぞ。

【安藤委員】 条例としては、こういうかたい文章になるのは仕方ないと思うんですけども、もっと楽しく自分たちのために参画していく必要があるという意識を持ってもらえるような、何か条例とは別にそういう説明できる、ほんとうにそうやなという気にさせられるようなことを、条例とは別に解説部分みたいなのをつけたほうが市民にとっては分かりやすいんじゃないかなという気がします。

【部会長】 自治基本条例が可決される前段もしくは可決されてからだとか、あるいはタウンミーティングのときかよう分かりませんが、この条例原案は、こんな生駒をつくりたいと思ってつくっていますみたいなのが欲しいね、1枚ものでもいいから。

【安藤委員】 生駒市民がどういうふうに参加できるのか、ああ、それやったら自分でもできるなというふうに具体性のあるものを私はできればと思います。

【部会長】 そんなんは、もう予算でできません？ 可決されて成立したら絶対要りますよね、啓発パンフレットは。タウンミーティング用やったら職員が手づくりでもつくってもええねんけどね。ワードを使って、わっとレイアウトしてもええわけやし。一遍工夫しましょうや。例えば、自治基本条例ができたならこんなに町の仕組みが分かりやすくなりますというのが1つあるでしょう。小学生から中学生の子供も生駒市の仕組みが理解しやすくなります。自治基本条例ができたなら新しい制度が次々と生まれてきますよ。だから、市民参画条例もつくらねばならなくなりますし、住民投票条例もできてくるし、行政評価とかいろんな予定している必要な条例があるでしょう？ だけど、これはパブリックコメントはもうできていますとか、自治基本条例でうたっている、あるいは必要だと言っているもののうち生駒市がもう既に整えているもの、これから整えようとしているものとかに分けて、それだけでもかなり分かりやすいん違います？ そんなんをつくるのは難しいかな。市長の決済が要るかな。わしに断りなくここまで言うてええんかと怒るかな。

【事務局】 ある程度市民自治基本構想というのを、この間4月15日に広報いこまで出しているんですけども、もうちょっと解説で分かりやすいような格好で広報紙には連載していこうと思っているんですけど。

【部会長】 ああ、そうですか。

【事務局】 今、先生が言われたみたいに、市民自治とは何ぞやから始まったような恰好で問いかけ、問答みたいな形でする恰好でつくっていこうかなというのは、今、事務局としても考えているので、そのときに、今、先生がおっしゃったみたいに、タウンミーティングの段階でもそういうもので渡せれるのやったらとは思いますが、6月22日、

時期的なものもあるし、何とも今の段階では言えないんですけども。

【部会長】 どちらにせよ、そういう分かりやすいパンフをつくる予定はあるということのようです。はい、ありがとうございます。どうぞ。

【津田委員】 まだ決まってないんですけど、この文章を読んでいるとすごく興奮しているんですけどね。やっぱり人権やかいろんなこれまでかたい言われ方をしてきたんですけども、実際にはマイノリティーだったり弱者の部分に配慮しながら自治をしていくんやということがより分かりやすい文章で明確になっていくのかなというふうに感じているんですね。これまでいろいろ整理をしトータル的にすべてのものでつながってできているものというのはあまりなかったと。だから、そういう面では、全体的にすごくイメージしやすいんですかね。その辺がすごくわくわくする部分ではありますね。

【部会長】 ありがとうございます。元気出てきました。最近ちょっとめげそうになってきたから。

【三林委員】 この間、伊賀市に行ってきたんですね。そしたら、市から配られるごみ袋が6カ国語で書いてあったんです。6カ国語と思って。で、キャンプ場に行ったんですけど、ごみ箱に「ごみ箱」というのと、あとポルトガル語か何かやと思うんですけど、それがこのところに2つ書いてあったんです。それを見て、ああ、伊賀市がここまでくどくどと「市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的……」と書いてはるのがよく分かったんです。そのぐらい外国籍の方がたくさんいろんな方がいらっしゃる。だから、こういうふうな伊賀市のものができ上がっているんだというふうに理解できたんです。だから、生駒市もこれをつくるに当たって、生駒市らしさ、生駒市のいいところ、生駒市に合ったもの、そういうのが盛り込めたらすごくいいんじゃないかなと思いました。

【部会長】 ユニバーサルデザインという思考法から考えたら、そんなもん常識として施策のあちこちに自動的にもうみんなやってますよという状態に早くしたらいいと思いますね。今も庁舎の案内なんかはハングルがついていましたっけ？

【事務局】 ついていますね。

【部会長】 英語は？

【事務局】 ハングル、英語で、平仮名。中国語については漢字と間違われるというところもあったので、ハングル、英語、平仮名と。

【部会長】 その3つは関西では大体標準装備ですよ。あと中国語を入れるかポルトガル語を入れるかのオプションがあるのかな。

【三林委員】 中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語。

【部会長】 ハングルは韓国語やから、だから、ポルトガル語とスペイン語と中国語と
いうたら、もうこのぐらいになりますわ。

【事務局】 ほとんどそういう方々が今の生駒におられないんです。

【三林委員】 だから、生駒は6カ国語にしなくていいと思うんです。ただ、ほかに生
駒らしさというのは考えていけるんじゃないかなと思って。

【部会長】 平仮名は文字の読み書きの教育を形式卒業の人とか在日韓国籍の一世の、
あるいは一世半の人とか、途中から来た人ですよ。そういう人たちの場合は非常に有効
なんですよね。だから、それなりの配慮は随分とされていると思うんですが、気になり
ますのは、障害者の場合どうでしょうかね。伊賀市のように「社会的な条件」という中に
入れていいんでしょうか。

【安田委員】 「心身及び」というところですか。

【部会長】 それでいっていますか。

【安田委員】 最後のほうにたくさん出てきましたよね、「国籍」とか「民族」とか。前
の、私もずっと来ていなかったので分からないんですけど、最初のころ、去年に出させて
もらったときに、障害者というのも1つのくくりとして入れたほうがいいって、1回出た
部会でそんな話があったと思うんですけど、ここに出ていないからそれがなくなったんか
なと思っていたんですけど。

【部会長】 だから、それでいうたら「国籍、民族、性別、年齢」の後ろに「身体的、
社会的又は経済的環境」と言うたらいかんな。「身体的条件」を入れるかどうかやね。それ
でいけます？ 「社会的環境」というた場合、本人の条件じゃなくて社会がそれをハンデ
としてしまうということになるから。

【安田委員】 結局、障害者のくくりでいうと、あえてそこに入れると、そこをまた入
れることで差別というふうにとらえる人もいるので、一般市民というくくりで入れている
というふうには福祉支援課では別のことでは聞いたことがあるんですけど、だから生駒市と
してはあえて入れないというスタンスなのかなと思ったんですけど。

【部会長】 これは、きょう事務局さんの見識をお願いして原案を出してもらっている
ので、原案を出す以前の討議はしていないんですよ。ただ、障害者に関しては非常に重視
しようねということは確認していたから、それを条文的にクリアするとすれば、これは「社
会的環境」になるんでしょうかね。

【津田委員】 今、障害者の方のハンディキャップそのものよりも、そのハンディキャップに対して何ができているかという社会環境のほうをやっぱり重視しているんですけど、そういう面では、文章の中に「社会的又は経済的環境等」という中身も含まれているというふうに考えたほうがいいと思います。

【事務局】 そうですね。それとユニバーサルデザインやそういうものに対して配慮しながら行政として進めていくということがあります。

【部会長】 だから、在日韓国籍の人への差別というたら国籍になる。それから、いわゆる日本人だけ中国系、韓国系日本人だった場合、民族の問題になる。「女やんかい」と言うたら性別の問題になる。「子供は黙っとれ」と言うたら年齢の問題になる。「じじい、ばばあはうるさい」と言うたら年齢の問題になる。それから、社会的の範囲の中には同和問題も入るだろうし、経済・環境というたら「貧乏たれは黙っとれ」という言い方になるし、そうすると障害者は「社会的環境」で入っていいのかなというのがちょっと気になっただけです。だから、これはそれらの団体さんのご意見等も踏まえて最終確定しといていただけますか？ この場では一応これを我々は非常に気にしているということを伝えておきますわ。これでいいよということだったらこれでいいです。全般的にこれは人権を尊重するという趣旨ですから。

【金谷委員】 後のほうで、その次に「多様な主体」と入っていますので、ここにもそれが含まれるのかなという感じはします。

【部会長】 広くはくくっていますけどね。これから漏れているやつであってもという意味にはとれます。

はい、ありがとうございます。どうぞ、福田さん。

【福田委員】 えらい基本的、初歩的な質問なんですが、今、私たちがここで検討させてもらっている条例につきましても、いろんなものが出ています。最初の感想としましては、おっしゃっているように大分やわらかい流れで分かりやすいこうということも配慮してもらってなっているんですけど、やはりまだまだ憲法の本書かれているような書き方で、そこから抜け切れていないのかなと。しかし、そこで私は質問なんですが、委員長にお聞きしたいんですが、この見直しというんですか、基本的な姿勢は見直さなくても、言葉じりというのも、これからはどんどん若い人たちの言葉というのは変わってくると思うんです。そういうことをするための条例的な、これはどのように変化に対応していくのか。それは例えば任期は決まってなくても、それはその都度その都度ありますよということなの

か。私はこの間、委員長の発言とか副委員長さんのを読んでいたんですが、それはあまりにも出ていませんので、あえて質問させてもらったんですが、その都度その都度、どの辺が、これは違う分野になるのかも分かりませんが、どのような方向でそれが変えられていくのかということです。

【部会長】 それは構想文の全体はもう出されていますね、各委員に。最後のほうに見直し条項があるでしょう？ それでやります。何年以内に見直しを重ねていきますと。

【福田委員】 ああ、なるほどね。

【部会長】 そのこのところで、見直しというとすぐに廃止するんかいというふうに勘違いする人がいるんですけど、そうやなくて条文をよりよく改正していく作業。それに附属委員会をつけるみたいなことを書いていましたっけ？ これは書いていなかった？

【事務局】 そこまでは書いていないです。

【部会長】 実は米原市の場合は、自治基本条例の見直し検討委員会は附属機関でもうくっついとるんです。その機関が3年なら3年ごとにずっと今までたまってきた問題提起とか課題とかいうのを全部整理して、改正条文の原案づくりを委任されていて、原案をつくって市長に出すんですね。それは議会上に上程されて改正案が出てきます。だから、進化・発展するように持っていつているわけですね。それがその条項の意味です。だから、日本国憲法とか明治憲法みたいに不磨の大典ではありません。日本国憲法はもう絶対改正不可能です。明治憲法と一緒に。無理です、あれは。改正しようと思ったらよっぽどのことやないと無理。そういう硬性憲法型のものではありません。むしろ反対にすぐに改正できるもんだから廃止される危険性のほうが高い。そういうご疑問に対してはやっぱりお答えせなあかんと思うし。だから、その見直し手続をどうするかということの細目も検討してもらわないかんわね。

【事務局】 そうですね。

【部会長】 見直しすることができますとめとったらあかんの違うという提起があったということを言うといってください。やっぱりきちんと毎年毎年、今年はどうやったね、こんな問題があったね、ああ、これはよかったねと、条文のできの評価をしていながらよりよいものにしていくという、そういう委員会が要るん違うかという提起があったと。ちなみに米原市ではそういう委員会があるよと。

はい、以上で一あたりご意見をいただきました。

それでは、(1)「参画と協働の原則」、それから「まちづくりの参画の権利」、それから

「まちづくりに関する市民の責務」、それから「まちづくりに関する自治体の責務」の合計4本原案をたたかせていただいて、いろいろアイデアも盛り込まさせていただきました。これでもう1遍ほぼ9割8分ぐらいの原案ができます。他の部会でもいろいろ作業して下さっておりますので、それを固めてまた中間原案が7月の段階ぐらいまでに固まるかなとは思っていますが、1つお願いがございまして、先ほども一たん行政素案というのは皆様にお配りされていると思うんですね。僕もきょうは抜かっけていて、出てくるときに書類を全部忘れてしもてこっちに来たんですね。午前中に川西で会議があったもので袋を間違えました。この委員会に来られるに際しては、必ず全条文を一通り通して見ておいてほしいんです。全部の条文を見ておいてほしいんです。そのバランスの上で、きょう議論しているのは第何条と第何条だよというふうに議論して下さったらとても分かりやすくなると思うんですね。他の部会が検討してくれているからいいんですけれども、他の部会にかかわる条文に関する提案でも別に構いません。「これはこの委員会の所管の範囲に割り当てになってへんけど、よその委員会の所管の条文で気になるところがあるねん。ちょっとこれ言わせてくれる？」も構いませんから、それはよその委員会でこちらからの意見として渡してもうたらええわけで。ですので、必ず全体を見ながら部分を見る、その部分を見て、また横も見ると、そういうふうにしていただけたらと思います。

実は今、大和郡山でも私は自治基本条例検討委員会の委員長となっておりますけど、これは毎回みんなに確認をお願いしているんですよ。皆さん、申しわけないですが、条文原案の最後まで見た上でご発言いただけますかと私は念を押しているんです。ほんなら大概、ああ、しもた、その部分だけ見とったという話になるんですね。後ろのほうを見ていたらちゃんとそれを受けている条文があったりするんですよ。ですので、そうしていただいたほうが非常によい形になると思います。

ほか何か追加でご意見ございますか。はい、どうぞ。

【津田委員】 直接的な話じゃないんですけど、タウンミーティングはできるだけ可能であれば皆出たほうがいいんですよ。

【部会長】 と思いますが、それはどうでしょう、全員出てこいというふうにお願いするときついででしょう？

【事務局】 そうですね。今、タウンミーティングのほうのお話をさせていただいているんですけど、先日の全体会のほうでは一応ご意見いただきまして、お昼1時からで先に市政全般をさせていただいて、その後、終わってから市民自治のほうという格好で当

局、事務局のほうから提案させていただいたんですけれども、あまりにも時間が長過ぎるところがございましたので、今回お示しさせていただいているみたいに、日程的なものはこのままで動かさなかったんですけれども、朝の10時から市民自治のほうをさせていただきますと、そしてお昼を置きまして1時から市政全般という格好で市長のタウンミーティングを開催して、2部制は変わらないんですけれども、午前10時から市民自治、お昼の1時から市政全般という格好に変えさせていただきました。それで、各8回のタウンミーティングにつきましては、おのおの先生方、この部会でしたら中川先生が出席いただくんですけれども、各部会においても澤井先生と野口先生に出席いただくんですけれども、そのときにちょうど壇上に中川先生だけでなく、もうお1人ぐらいは壇上に上がっていただいて、いろいろなご質問等についても中川先生同様お答えもしていただきたいですし、ほかの方々についても壇上に登られなかったとしても、市民自治検討委員会の主催でございますので、協力していただいて皆さんで盛り上げていただきたいなと思っております。

【部会長】 そうすると、合計8回ありますけども、8回に全部出てこいといったらやっぱり負担がきついで、ご自分のお住まいの近くとか、お住まいの近くでなくてもこの日程だったらおれは可能だよとか、私は行けるよとかいうのがございましたら、事務局さんのほうにご通知いただいて、この日は私は出られるとかいうふうに連絡をいただけたら、野口先生、私、澤井先生は心強いです。

【事務局】 今回の中川先生のほうの出席の日というのが……。

【部会長】 22と9月7日と11月16日。

【事務局】 そのときには申しわけないけど、このメンバーさんのどなたかでも一緒に入っていただいて壇上に登っていただいたらなと思っておりますけども。

【部会長】 心強いです。いずれも午前10時からです。6月22日は生駒市役所大会議室、9月7日は南コミュニティセンター、10時から。11月16日も10時から生駒北小学校、この3会場が僕の担当です。

【事務局】 9月7日とか11月16日はまだ向こうの方になるんですけども、できたらきょう6月22日だけでもどなたかが一緒に登ってあげようとおっしゃる方がいらしたらありがたいんですけど。

【上埜委員】 22日は私がさせていただきます。

【部会長】 はい。ほんなら上埜さんが来てくださる。うれしいです。

【事務局】 お願いします。ほかの方々も6月22日に来られる方は皆さん来ていただいて盛り上げていただけたらいいと思いますので。

【部会長】 壇上、壇の下とか関係ないでしょう？ フラットでやるんでしょう？

【事務局】 あそこはフラットです。ほかのところは壇もありますけど。

【部会長】 ああ、そうですか。

【事務局】 ここはフラットです。

【部会長】 だから、もう来てくださったら、同じように僕と一緒に並んでもうとっちらええと思いますよ。

それでは、これできょうの検討事項は終わりましたので、協議事項その他ですね。次回のコミュニティ部会の日程と、もう既にタウンミーティングの話に入っちゃっていますけど、タウンミーティングに関してご提起いただきますようお願いいたします。ちょっとお断りしますと、私は次回の会合が、お約束していたんですけど、どうしても別の団体の理事をやっている関係で抜けられない緊急事態が発生しまして、その日に重大な決定をせねばならんということが出てきてほしいと言われて調整してほしいと懇願されたんです。それでその日を変えていただきたいんです。24日、お約束していましたが。前川さん、どの日が候補やったっけ？

【事務局】 6月26日の午前です。

【部会長】 ならば私は可能だということをお願いしたいんですが、26日の午前で。当初予定は24日の午後でした。9時半からでいかがですか。では、ご異議がなければ9時半ということで。はい、結構です。どうもありがとうございました、お疲れさまでした。